

5 自主防災組織

(1) 組織体制（災害対策本部）

組織体制は南田辺連合町会の役員及び関係諸団体で構成する。

災害時の安否確認、救出・救護、初期消火、避難行動要支援者支援、情報の収集・伝達など自助、共助の取組みを組織的に行うことができるよう防災訓練などを実施し、その実行力の確保に努める。

組織体制（災害対策本部）班編成

班名	平常時の役割	災害時の役割
本部長 副本部長	全体調整 組織の統括 関係機関との事前調整	組織の統括 関係機関との連絡調整
総務班	全体調整 関係機関との事前調整 避難所の点検	組織全般の庶務、全体調整 関係機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	啓発・広報	災害情報の収集・伝達 関係機関との情報伝達 住民の安否情報の収集・伝達
初期消火班	器具の整備・点検 地域の防災点検	可搬式ポンプ・消火器などによる 初期消火
救出・救護班	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送
避難誘導班	避難経路の点検 防災マップ等の作成 避難行動要支援者支援の検討	住民の安否確認・避難誘導 避難行動要支援者支援
給食・給水班	備蓄物資・器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動

(2) 避難所運営委員会

避難所を運営するため、あらかじめ、下記のような組織構成を考えておく。

委員長は、自主防災組織から選出する。なお、委員長が被災することも考え、副委員長を複数名選出する。

ア. 前記、(1) 組織体制の各班は順次、避難所運営委員会組織に移行していく。

イ. 避難所開設当初は、地域の町会役員、地域防災リーダーや女性防火クラブを中心となり、避難所運営委員会を立ち上げて運営するが、一定期間経過後は、避難者の中から代表して避難所運営委員会のメンバーを構成する。

避難所運営委員会は下記で構成する。(開設当初)

ア. 自主防災組織

イ. 施設管理者（学校等）

ウ. 区役所（区役所から派遣された避難所主任及び職員）

部編成【大阪市自主防災活動マニュアル（避難所運営マニュアル）準拠】

部名	役割
委員長、副委員長	施設管理者や関係機関との連絡調整 企画運営 組織の統括、組織内の連絡調整・指揮
総務部	関係機関との情報収集・伝達 避難者への情報提供 人的応援の要請 その他、他部に属さないこと
管理部	避難者の把握・リスト作成。避難者等の出入所管理 避難スペースの配分・誘導 施設・設備の確認・警備 ごみの集約・清掃 避難所施設の管理 その他施設に関すること
救護部	応急救護所の確保、傷病者の救護・把握 要配慮者への対応 その他、救護に関すること
食糧部	飲料水の確保 炊き出し・配給 その他、食糧に関すること
物資部	救援物資・調達物資の集約・管理及び避難者への配給 その他、物資に関すること

(3) 自主防災訓練の実施

災害発生時、地域住民が適切な行動ができるよう、区役所や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした自主防災訓練を毎年実施する。

- ア 避難所開設・運営訓練
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 初期消火訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 避難誘導・安否確認訓練
- カ 給食・給水訓練
- オ 災害体験訓練

訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容の見直しを行う。

(4) 避難所、器具、資器材、備蓄物資等の点検

避難所、器具、資器材、備蓄物資等の点検を定期的に実施する。

(5) 避難行動要支援者支援の検討

災害発生時、避難行動要支援者の安否確認や安全な場所への避難誘導、避難先の環境等の状況に応じた生活支援等が行えるよう、区役所や消防署等とも連携しながら、支援対策に取り組む。

- ア 避難行動要支援者名簿の作成
- イ 支援体制の形成
- ウ 支援計画の作成

避難行動要支援者名簿や支援計画について、定期的な更新を行うとともに、対象者の拡大についても検討していく。

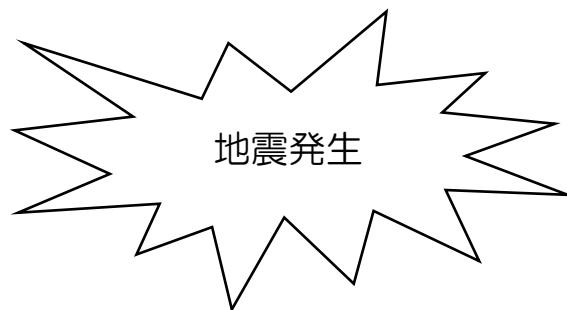
6 災害発生時の避難行動

(1) 地震

日頃の備え

- ・耐震改修、家具転倒防止
- ・非常備蓄品等の準備
- ・家族の連絡方法確認
- ・避難所、避難ルートの確認
- ・防災訓練への参加 など

防災便利帳・市民防災
マニュアル等参照



安全確保

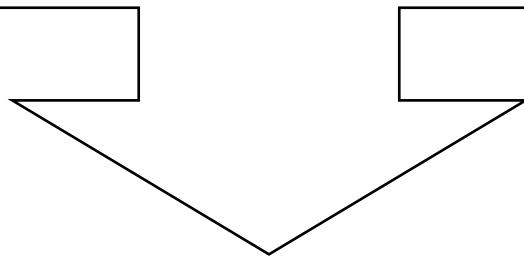
- ・自分や家族の身を守る
- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどから情報を取得する

避難所への避難

- ・履きなれたくつを履く
- ・ガスの元栓、ブレーカーをチェックする
- ・連絡メモを残す
- ・非常持ち出し品を持ち出す
- ・隣近所に声をかける

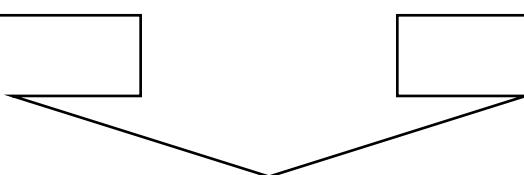
避難所到着までに確認すべきこと

- ・隣近所で安否を確認しあい、町会代表者に報告する
- ・町会代表者は安否確認状況を把握し、住民等に協力を求め、確認できない地域住民の安否を確認するよう努める
- ・救出・救護が必要な場合は、町会代表者は住民等に協力を求め、救出・救護に努める
- ・火事が発生した場合は、町会代表者は住民等に協力を求め、初期消火に努める
- ・災害時避難所の鍵の保管者は災害時避難所に向かい、開錠する



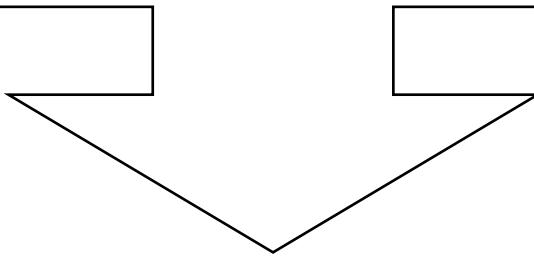
災害時避難所への避難

- ・できるだけ集団で避難する。
- ・安全な道を通り避難する
- ・町会代表者は、住民等に協力を求め、避難行動要支援者を支援するよう努める
- ・被害状況を確認しながら避難する



災害時避難所での確認

- ・本部長、副本部長、総務班は災害対策本部を立ち上げる
- ・町会代表者は、安否確認、救出・救護、初期消火、被害状況等を災害対策本部に報告する
- ・情報班は災害情報等を集約する
- ・初期・消火班は住民等に協力を求め、初期消火活動に努める
- ・救出・救護班は住民に協力を求め、救出・救護活動に努める
- ・避難誘導班は住民等に協力を求め、安否確認・避難誘導活動に努める。
- ・避難者は自主防災組織の指示に従うとともに、災害応急活動に協力する



災害時避難所運営

- ・委員長、副委員長は避難者に協力を求め、避難所運営委員会を立ち上げ、避難所運営にあたる
- ・食糧部は住民等に協力を求め、炊き出し等の給食・給水活動に努める
- ・避難者は避難所運営委員会の指示に従うとともに、避難所運営に協力する

(2) 風水害

日頃の備え

- ・側溝や排水溝など家のまわりの点検
- ・非常備蓄品等の準備
- ・家族の連絡方法確認
- ・避難所、避難ルートの確認
- ・防災訓練への参加 など

防災便利帳・市民防災マニュアル、水害ハザードマップ等参照

風水害発生のおそれ

安全確保

- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどから気象情報を取得する
- ・早めに避難する
- ・むやみに外出しない

避難情報

避難するときは

- ・動きやすく安全な格好をする
- ・浸水している状況では近くの高い建物に避難する
- ・やむを得ず浸水の中を移動するときは
 - ・深さに注意する（マンホールの蓋が無くなっている場合もある）
 - ・足元に注意する
 - ・ひとりで行動しない
 - ・子どもや高齢者などに配慮する

安全な場所への避難

- ・一、二階建の木造住宅やマンションの低層階など、浸水のおそれがある階に居住している場合
⇒災害時避難所や近くの高い建物に避難する
- ・マンションの三階以上など浸水のおそれのない階に居住している場合
⇒自宅の安全な場所で待機し、安全を確保する

*災害時避難所を開設したときは

被害の程度や避難状況に応じて「(1) 地震」に準じて必要な体制を取り、避難所運営にあたる